

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	入間市

## 入間市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 環境経済部農業振興課  
所在地 入間市豊岡1-16-1  
電話番号 04-2964-1111 (代表)  
FAX番号 04-2966-1684  
メールアドレス ir243000@city.iruma.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	入間市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	野菜	野菜苗 2.3万円
イノシシ		0ha 0万円
アライグマ	野菜	0.02ha 3万円
ハクビシン		0ha 0万円
タヌキ	野菜	0.02ha 3万円
カラス		0.12ha 38万円
カワウ		0ha 0万円

(2) 被害の傾向

鳥類や小型獣による野菜の被害が宮寺地区で発生している。東金子地区では、加治丘陵東端先の台地にニホンジカが出てくるようになり、新たな被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
ニホンジカ	野菜苗 2.3万円	0ha 0万円
イノシシ	0ha 0万円	0ha 0万円
アライグマ	0.02ha 3万円	0ha 0万円
ハクビシン	0ha 0万円	0ha 0万円
タヌキ	0.02ha 3万円	0ha 0万円
カラス	0.12ha 38万円	0ha 0万円
カワウ	0ha 0万円	0ha 0万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会へ委託し、被害報告箇所付近で重点的に捕獲を行った。市でも箱わなを購入・設置した。アライグマ捕獲従事者講習の案内により、捕獲者数を増やしてきた。	猟友会の人数が減少している。アライグマについては個体数の増加に対し、捕獲が追いつかない。
防護柵の設置等に関する取組	被害が出ている圃場に、電牧柵の貸出を行った。	電牧柵の設置の有効性は浸透してきている。効果的な設置方法の知識をより広める必要がある。
生息環境管理その他の取組	鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及のため、希望農家へ講習を行った。	効果的な対策や鳥獣の知識を広めていく必要がある。 農業者だけでなく一般住民へ家庭果樹の収集やごみ集積所の適切な管理の啓発をする必要がある。

(5) 今後の取組方針

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電牧柵等による被害防止策を農業者へ指導</li> <li>2 家庭果樹の収集やごみ集積所の適切な管理の啓発</li> <li>3 アライグマ捕獲従事者の育成</li> <li>4 ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシンの効果的な捕獲の実施</li> </ol>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>狭山猟友会への委託のほか、農業者や地元住民等による新たな捕獲従事者を育成する。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ、アライグマ、ハクビシン	捕獲わな等の整備、貸出
6年度	イノシシ、アライグマ、ハクビシン	捕獲わな等の整備、貸出
7年度	イノシシ、アライグマ、ハクビシン	捕獲わな等の整備、貸出

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
<p>県鳥獣保護事業計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として、原則としては必要最小限の捕獲を実施する。ニホンジカ、イノシシ、ハクビシンについては、過去の有害鳥獣捕獲数と現在の被害状況を考慮し、捕獲計画数を設定した。アライグマについては、埼玉県アライグマ防除実施計画を踏まえた捕獲を実施する。</p>			

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ニホンジカ	30頭	30頭	30頭
イノシシ	30頭	30頭	30頭
アライグマ	全頭	全頭	全頭
ハクビシン	40頭	40頭	40頭
タヌキ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
カラス	必要最小限	必要最小限	必要最小限
カワウ	必要最小限	必要最小限	必要最小限

捕獲等の取組内容			
<p>捕獲手段：箱わな、くくりわな、巣落とし          実施時期：通年          捕獲場所：入間市全域</p>			

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
入間市	委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ	電牧柵の貸出	電牧柵の貸出	電牧柵の貸出

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

該当なし

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

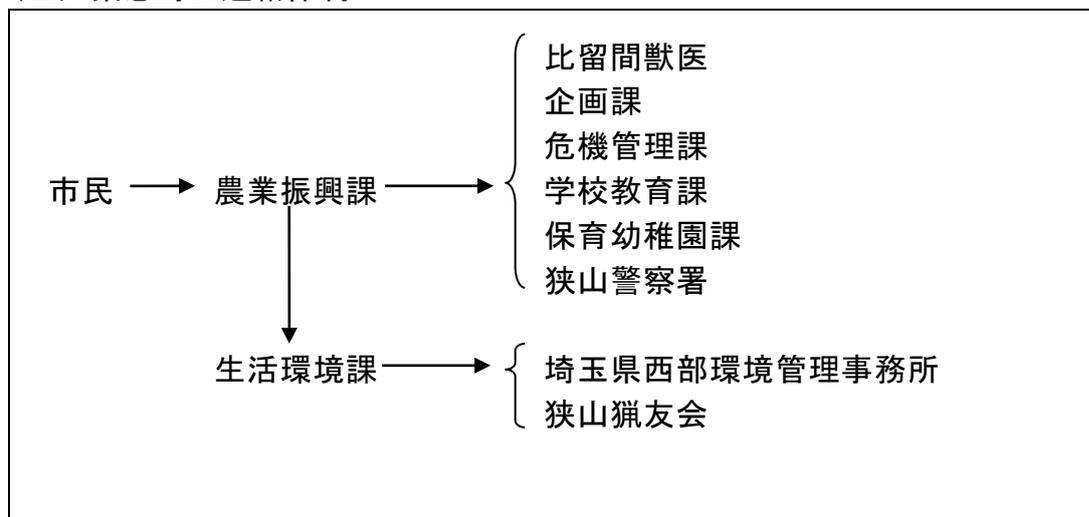
年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、カワウ	電牧柵、防鳥資材による被害防止技術の普及
6年度	ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、カワウ	電牧柵、防鳥資材による被害防止技術の普及
7年度	ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、カワウ	電牧柵、防鳥資材による被害防止技術の普及

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
入間市農業振興課	緊急捕獲等の実施手続き
入間市危機管理課・企画課	防災無線による注意喚起
入間市生活環境課	狭山猟友会への連絡
狭山猟友会	緊急捕獲等の実施
比留間獣医師	捕獲鳥獣への処置

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ・シカについては埋設や自家消費、アライグマ・ハクビシン・タヌキ等は埋設または獣医師による安楽死の後焼却・埋却処分とする。その際、アライグマについては人獣共通感染症の有無を検査し、公衆衛生の向上に寄与する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

ニホンジカ、イノシシは捕獲数が僅少であるため市単独での食品として利用は考えていない。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	入間市鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
入間市連合区長会	住民への意識啓発
狭山猟友会	個体数調整の実施
いるま野農業協同組合	被害状況の調査、情報収集、被害防止対策指導
埼玉県川越農林振興センター	対策の助言・指導
入間市農業委員会	被害状況の調査、情報収集
入間市（農業振興課、生活環境課）	事業の推進(事務局は農業振興課)

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
埼玉県西部環境管理事務所	対策の助言・指導
埼玉県農業技術研究センター	対策の助言・指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害が少ないため、実施隊は結成せず、個別農家や従来の集まりによる対策とする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

地域住民への意識啓発のためホームページなどで広報する。  
被害に対する対策方法を周知・徹底する。